



平成26年5月26日
海上保安庁

平成26年度（第1回）海上保安庁船艇職員、 無線従事者及び航空機職員の募集について

海上保安庁では、巡視船艇、航空基地等で勤務する職員（海上保安官）を採用するため、資格を有している者を以下の要領で募集します。

採用されると、海上保安学校門司分校（北九州市門司区）で約6ヵ月間、海上保安官として必要な研修を受けた後、各部署において勤務することとなります。

1 受付期間

平成26年6月9日（月）～平成26年7月4日（金）

2 採用区分及び予定数

航 海	若干名
機 関	若干名
通信・技術	若干名
飛 行	若干名
整 備	若干名

3 試験日

第1次試験 平成26年7月27日（日）（教養試験）

第2次試験 平成26年8月22日（金）（人物試験・身体検査等）

実技試験 平成26年9月4日（木）～5日（金）（飛行のみ）

※第1次試験の際、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

4 合格発表

第1次試験 平成26年8月8日（金）

最終合格 平成26年10月10日（金）

5 採用予定日

平成27年1月乃至2月

6 受験資格

① 「航海」及び「機関」

昭和30年4月2日以降に生まれた者で、受験時において有効な次の免許を有する者。

航海……五級海技士（航海）以上

機関……五級海技士（機関）以上（内燃機関の限定を含む）

※ 「船舶職員及び小型船舶操縦者法」（昭和26年法律第149号）第13条の2の規定に該当する者又は海技免許の筆記試験に合格し、口述試験受験可能な乗船履歴を有する者で、採用日までに免許取得見込みの者を含む。

② 「通信・技術」

昭和30年4月2日以降に生まれた者で、高等学校又はこれに相当する学歴を有し、次のいずれかに該当する者。

イ 第一級又は第二級総合無線通信士の免許を有する者

ロ 第一級又は第二級海上無線通信士の免許を有し、かつ、第一級又は第二級陸上無線技術士の免許を有する者。

※ 「無線従事者規則」（郵政省令第18号[H2.3.31]）第6条から第8条の規定に該当する者で、採用日までに免許を取得見込みの者を含む。

③ 「飛行」及び「整備」

昭和30年4月2日以降に生まれた者で、高等学校又はこれに相当する学歴を有し、受験時において有効な次の免許を有する者。

飛行…… 国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の事業用操縦士の資格以上の技能証明を有し、かつ、有効な第一種航空身体検査証明書を有する者。

※ 第一種航空身体検査証明書については、採用時においても有効であること。

整備…… 国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の二等航空整備士（旧三等航空整備士を含む）の資格以上の技能証明を有する者。

7 その他

この募集に関する詳細は、海上保安庁のホームページ(<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>)又は海上保安庁総務部人事課任用係（TEL03-3591-6361（内線2541～2542））までお問い合わせ下さい。